

# 四日市市小山田地区市民センター

## 施設のご案内

地区市民センターには、会議室・調理室・和室などの部屋があり、  
連合自治会や地区社会福祉協議会など地域の団体やサークル活動、  
センターが行う講座・講演会等に利用されています。

部屋の紹介

利用料金

利用申し込み方法

申し込み内容の変更・取り消し

利用のときのお願い

## 部屋の紹介

午前8時30分から午後9時まで利用できます。  
年末年始の12月29日から1月3日までを除く、  
平日や土日祝日も利用できます。

**1階 和室** 床面積 4.2㎡ 15畳 机12脚



2階 **会議室** 床面積 7.8㎡

椅子だけなら約80人、机と椅子の場合約50人まで利用できます。



2階 **実習室** 床面積 8.3㎡

調理台（移動式）10台  
ガスオープン 2台  
ガス炊飯器 2台  
ガスコンロ 6口



2階 **図書室** 床面積 2.5㎡ （団体事務局室にもなっています）

平日の午前8時30分から午後5時15分まで利用できます。



《蔵書約1800冊》

貸し出しは2週間まで  
貸出カード・返却カードは玄関ホール、及び2階廊下の書棚に  
本の返却は2階廊下の返却棚へ

# 利用料金

サークル活動等で部屋を利用する場合は、次のとおり使用料がかかります。

	午前 8:30~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 17:30~21:00
1階 和室	630円	630円	630円
2階 会議室	840円	840円	840円
2階 実習室	840円	840円	840円

料金はいずれも消費税込みの金額です  
会場設営、清掃、後片付けの時間も時間内に含まれます。  
育成会やPTAなどの公共的団体がその主たる目的で使用する場合は、使用料が免除されます。

# 利用申し込み方法

1階事務室にて「センター使用（減免）許可申請書」に記入の上  
使用料を添えて申し込んでください。  
申し込みは利用日に属する月の初日より、3ヶ月前からできます。  
使用許可書をお渡ししますので、大切に保管しておいてください。

## 使用の制限

地区市民センターは、公民館としての規定があるため、次の場合は使用できません。

1. 営利事業（サークルなどの講師が会員個人から月謝を取るなど）
2. 政治活動（特定政党の支持、政党の利害に関係するなど）
3. 宗教活動（特定の宗派、教派、教団の支持など）

# 申込内容の変更・取り消し

すでに申し込んだ内容（使用日・時間区分・部屋など）の変更や使用を取りやめる場合は、「センター使用変更（取消）・還付申請書」に記入の上、申込時にお渡ししました「センター使用許可書」（青色）を添えて申請してください。

団体代表者の印鑑・振込口座（郵便局を除く）が必要です。

## 使用料の還付

すでに収められた使用料は原則として還付できませんが、次の場合は例外として還付します。

還付の方法は、申請書に記入された指定口座（郵便局を除く）への入金となります。

また、口座がない場合は、市役所 1 階の会計管理室窓口で現金払いもできます。

- 1 . 天災や事故など、使用者にもセンターにも妨げない状況となった場合（暴風警報、大雨洪水警報、大雪警報等が発令など）
- 2 . センターの業務上、施設等を貸し出せない状況になった場合（選挙等、またセンター事業等で使用するなど）
- 3 . 使用者の都合で使用許可の取消しを申請し、許可された場合

取り消しの連絡	還付する割合
当日	還付なし
前日	5 割
1 ヶ月以内	5 割
1 ヶ月以上前	10 割

## 使用料の充当

次の場合は、還付されるべき使用料を、新たに使用許可申請する際の使用料に充てることができます。

- 1 . 「変更・還付通知書」を交付されると同時に使用許可申請を行う場合
- 2 . 還付の対象となったセンターの使用許可申請を行う場合

## 利用のときお願い

- 申し込んだ使用時間は、必ず守ってください。
- 冷暖房を使用した場合は、必ずスイッチを切ってください。
- 使用後は、戸締り・清掃・整理整頓をして、火気の確認をしてください。
- ごみはすべて持ち帰ってください。
- 使用後は初めの状態に戻し、備品等の破損や紛失は速やかに報告してください。
- 使用後に1階玄関ホールにある「センター利用日報」に記入して下さい。